

令和 8 年度徳島県生活資金支援事業被災者生活支援給付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 8 年熊本地震の被災者で徳島県内に避難した者に対して、避難生活を送るに当たり必要となる当面の生活資金に充てるため、生活支援給付金（以下「給付金」という。）を交付し、もって、被災者の生活の質の向上と被災地の復興・復旧支援の一助とすることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 給付金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和 8 年熊本地震により被災市町村から住居損壊等の「罹災証明書」又は「被災証明書」の発行を受けた者
- (2) 県内の公営住宅、民間賃貸住宅又は空き家等（貸借契約を締結したものに限る。）に 1 か月以上居住を予定する者
- (3) 被災地域（県外）から県内へ避難した者

(交付基準額)

第 3 条 交付基準額は、1 世帯当たり 3 0 0 , 0 0 0 円とする。ただし、単身世帯の場合は、1 世帯当たり 1 5 0 , 0 0 0 円とする。

(対象期間)

第 4 条 令和 9 年 3 月 3 1 日までに県内に避難した者を対象とする。

(交付手続)

第 5 条 給付金の交付を受けようとする者は、転居時に様式第 1 号により交付基準額の 2 分の 1 に当たる額を申請するものとする。

2 転居後、本県における居住日数が 2 0 日を超えた者は、様式第 2 号により交付基準額から前項で申請した額を差し引いた額を申請するものとする。

3 原則として、申請内容が適当であると認められる様式第 1 号又は第 2 号を受領した日の翌日から起算して 1 5 日以内に給付金を交付するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 5 日から施行する。